

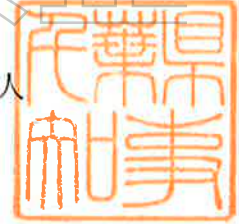
特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県君津市笹1266番地
氏 名 千葉オイレッシュ株式会社
代表取締役 野村 拓也

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和5年1月24日

許可の有効年月日 令和11年12月26日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

混合、油水分離、中和及び蒸留による中間処理

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 混合による中間処理に係るもの

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）

イ 油水分離による中間処理に係るもの

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）

ウ 中和による中間処理に係るもの

(ア) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）、

(イ) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）

（これらのうち、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

エ 蒸留による中間処理に係るもの

特定有害産業廃棄物（廃油に限り、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 1, 1-トリクロロエタン、ベンゼン、1, 2-ジクロロエタン又は1, 4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2及び3のとおり

3 許可の条件

(1) 廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の飛散・流出及び著しい臭気の発生が生じないように作業を行うとともに、保管施設及び処理施設等の維持管理を徹底することにより、敷地境界において、臭気指数を13以下とすること。

(2) 廃棄物の処理に当たっては、許可申請書に添付された千葉オイレッシュ(株)産業廃棄物処理安全管理規程を遵守すること。

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 12 月 27 日 新規許可

令和 5 年 1 月 24 日 更新許可 (優良認定)

令和 5 年 8 月 29 日 変更届 (君津市事業場における油水分離施設 (許可番号第 2023-1-525 号)、混合施設の設置、千葉オイレッシュ(株)産業廃棄物処理安全管理規程の変更及び保管施設の変更)

5 規則第 10 条の 16 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成14年3月11日、 第13-2-1-84号)・混合施設		廃油 14.0 m ³ /日 (平成14年7月22日)	1	千葉県君津市笹 1249番1の一部、 1249番3の一部、 1247番、 1248番の一部、 1255番1の一部、 1256番1
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成14年3月11日、 第13-2-1-85号)・混合施設		廃油 12.0 m ³ /日 (平成14年7月22日)	1	
廃油の油水分離施設・混合施設		廃油 3.6 m ³ /日 (昭和56年12月12日)	1	
蒸留施設		廃油 3.6 m ³ /日 (0.30 m ³ × 12回 : 8時間稼働) (平成26年8月19日)		
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成21年6月9日、 第21-1-353号)・混合施設		廃油 30 m ³ /日 (平成21年8月10日)	1	
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成21年6月9日、 第21-1-354号)・混合施設		廃油 20 m ³ /日 (平成21年8月10日)	1	
油水分離施設 (施行令第7条第4号) (令和5年7月7日、 第2023-1-525号)		廃油 19.5 m ³ /日 (19.5 m ³ × 1回 × 1基 : 8時間稼働) (令和5年8月7日)	1	
混合施設		廃油 19.5 m ³ /日 (19.5 m ³ × 1回 × 1基 : 8時間稼働) (令和5年8月7日)		
中和施設		廃酸・廃アルカリ 10.0 m ³ /日 (平成15年12月16日)	1	
付 帯 施 設	凝集反応槽	3.6 m ³ /日	1	
	凝集沈殿槽	12.0 m ³ /日	2	
	脱色反応槽	4.0 m ³ /日	1	

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃油受入施設	54 m ² 19 m ³	1	千葉県君津市笹 1249番1の一部、 1249番3の一部、 1247番、 1248番の一部、 1255番1の一部、 1256番1
	9.0 m ² 8.8 m ³	1	
	10 m ² 3.6 m ³	1	
	10 m ² 3.6 m ³	1	
	12 m ² 4.0 m ³	1	
	40 m ² 23 m ³	1	
	3.7 m ² 1.8 m ³	1	
廃酸保管施設	3.7 m ² 1.8 m ³	1	
廃アルカリ保管施設	3.7 m ² 1.8 m ³	1	
廃油受入貯槽	30 m ³	5	
	20 m ³	1	
	15 m ³	1	
	10 m ³	1	
	19 m ³	1	
廃酸受入貯槽	10 m ³	1	
廃アルカリ受入貯槽	10 m ³	1	
混合油及び再生油受入貯槽	15 m ³	1	
建屋内残さ物保管施設	10 m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
混合施設	廃油 30.0 m ³ /日 (15.0 m ³ ×1回×2基:8時間稼働) (令和3年5月26日)	1	千葉県長生郡 長柄町長柄山 字美佐子台 1162番44、 同番153
油水分離施設 (施行令第7条第4号) (譲受許可:平成26年6月25日、 第26-3-414号)	廃油 30.0 m ³ /日 (15.0 m ³ ×1回×2基:11時間稼働) (平成23年7月8日)	1	
混合施設	廃油 30.0 m ³ /日 (15.0 m ³ ×1回×2基:11時間稼働) (平成23年7月8日)		
廃油受入貯槽	30 m ³	2	
廃油の保管施設	128 m ² 60 m ³	1	
中和施設	廃酸・廃アルカリ 15 m ³ /日 (3 m ³ ×5回:8時間稼働) (平成29年6月13日)	1	
廃酸保管施設	9.2 m ² 9.2 m ³	1	
廃アルカリ保管施設	9.2 m ² 9.2 m ³	1	

(以下余白)